

《障害保健福祉関係主管課長会議》

## 滋賀県における「就労収入向上プロジェクト」の取り組みについて

滋賀県健康福祉部障害者自立支援課

参 事 清 水 正 博

□ 「就労収入向上プロジェクト」について

# 平成19年度就労収入向上プロジェクト事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所や授産施設、共同作業所、地域活動支援センター（以下「就労支援事業所等」という。）における、収益性の高い仕事の確保や事業発展のための計画の作成および計画に基づく実践に対し、企業等の協力を得て支援を実施することにより、就労支援事業所等の就労収入の向上を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は滋賀県とし、社団法人滋賀県社会就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）に委託して実施する。

## (実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、平成19年4月1日から、平成20年3月31日までとする。

## (実施事業)

第4条 この事業で実施する事業内容は、次のとおりとする。

- ①事業支援ワーカーの配置
- ②就労収入向上支援チームの設置
- ③就労収入向上のための研修会の開催

## (事業支援ワーカーの配置)

第5条 就労支援事業所における収益性の高い事業の実施に対し企業等の協力を得て相談・支援を行う、事業支援ワーカーを振興センターに配置する。

## (就労収入向上支援チームの設置)

第6条 就労支援事業所等が作成する「就労収入向上チャレンジ計画」（以下「計画」という。）に対して、支援を行う「就労収入向上支援チーム」（以下「チーム」という。）を振興センターに設置する。

- 2 チームは、戦略的な支援を行う企業経営者、経営指導を行う中小企業診断士、財務管理指導を行う公認会計士・税理士、労務管理指導を行う社会保険労務士、市場開拓指導を行う営業担当者等の関係者と事業支援ワーカーで構成する。
- 3 チームの設置にあたっては、滋賀県中小企業家同友会等経営者団体からメンバーの推薦を得るなどの支援を受けるよう努めるものとする。
- 4 チームの具体的な業務内容は別紙のとおりとする。

## (計画の提出および取り組み結果の報告)

第7条 就労支援事業所等は、利用者の就労収入向上のため、計画を滋賀県健康福祉部障害者自立支援課（以下「県」という。）に提出する。特に、就労支援型地域活動支援センターは、重点機能型地域活動支援センター事業費補助金の賃金確保加算の適用を受けるために、この計画を提出する必要があることに留意すること。

2 計画には、次の内容の記述を必須とする。

経営理念、経営方針、経営上の課題、就労収入向上のための具体的な取り組み 内容、取り組みのための事業費の試算、利用者の目標賃金月額、取り組み内容 や目標賃金に対する利用者・保護者の意見や理事会・運営委員会での意見

3 障害者自立支援課は、計画をとりまとめ振興センターに提出する。

4 振興センターは、事業支援ワーカーによる計画の審査および就労支援事業所等への助言を行い計画を確定する。

5 就労支援事業所等は、計画および計画に基づく取り組み結果を県に報告するものとする。

(計画の公表)

第8条 県は前条第5項で報告のあった計画および計画に基づく取り組み結果を公表するものとする。

(研修会の開催)

第9条 振興センターは、就労支援事業所等が作成する計画が、実効性のあるものとなるよう、就労収入向上のための経営理念や知識・技術を習得するための研修会を開催し、継続的な支援を受ける就労支援事業所等の代表者は、この研修会を必ず受講するものとする。

(労働施策の活用等)

第10条 この事業の実施にあたり、「グループ就労訓練」など労働施策等を活用するほか、利用者の企業就労への移行を促進するなど、障害者の就労収入の向上につながる工夫を行うものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

経営理念	
経営方針	
経営上の課題	
就労収入向上のための具体的な取り組み内容	
取り組みのための事業費の試算	
利用者の目標賃金月額	
前年度の利用者の平均賃金月額	
取り組み内容や目標賃金に対する利用者・家族の意見	
取り組み内容や目標賃金に対する理事会・運営委員会での意見	

注1) 上記の内容を含むものであれば、様式を適宜変更しても差し支えありません。  
 注2) 「就労収入向上プロジェクトフェイスシート」を添付してください。

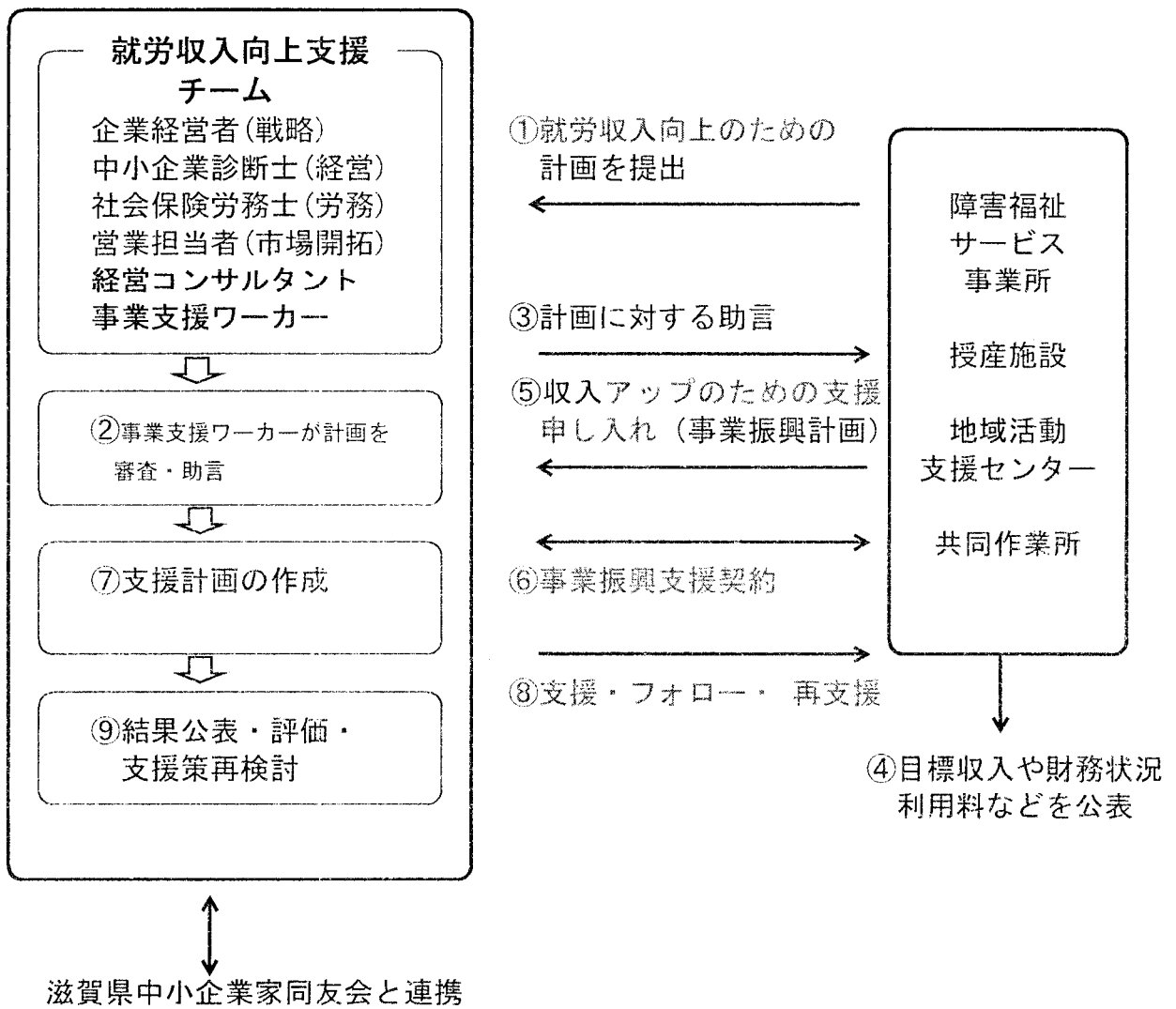
## 「就労収入向上支援チーム」の業務内容

### 就労支援事業所等の「就労収入向上チャレンジ計画」に対する支援

就労支援事業所等が、計画に基づいて事業を行う場合に、就労支援事業所等からの申し出により、必要に応じて「就労収入向上支援チーム」（以下「チーム」という。）が、継続的な支援を行う。

- ①就労支援事業所等から利用者の就労収入向上のため、チームの継続的な支援希望の申し出があったときは、チームにおいて、その必要性の検討を行う。
- ②検討の結果、チームの継続的な支援が必要と判断される場合には、振興センターと当該就労支援事業所等が事業振興支援契約を締結する。
- ③契約締結後、チームは、取り組もうとしている事業の内容に関するヒアリングおよび現地調査を行うものとする。
- ④チームは、③の結果の基づき、事業に対する支援計画を作成する。
- ⑤事業支援ワーカーは、支援計画に基づき、企業等の協力を得て、事業収益性の向上について、必要な助言や就労支援事業所等からの相談に対応するものとする。
- ⑥就労支援事業所等は、就労収入向上のための事業が完了した場合、または、契約期間が満了する前に、チームにより取り組み内容の評価を受けるものとする。
- ⑦チームは、⑥の結果、継続的な支援が必要と判断した場合には、支援方法の再検討を行い、引き続き、事業支援ワーカーを通じて、必要な助言や就労支援事業所等からの相談に対応するものとする。

スキーム



# 新法移行支援「滋賀」戦略

